

利用上の注意

(1) 重複障害の計上

平成 25 年度調査では、重複障害のある者については、いずれかの障害に寄せて（知的障害と他の障害の重複障害のある者は知的障害者とする等）計上していたが、それぞれの障害について把握する方がより詳細なデータとなり、施策に活かせるため、平成 30 年度調査では、それぞれの障害に重複して計上している（例：身体障害と知的障害の重複障害のある者は、身体障害、知的障害それぞれに、精神障害と発達障害の重複障害のある者（うつ病と広汎性発達障害の重複のある者など）は、精神障害、発達障害それぞれに計上して集計）。従って、平成 30 年度調査では、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者の合計と調査対象となった事業所に雇用されている全障害者数は一致しない。

(2) 産業分類の表章

集計に当たっては、「学研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の 3 分類を合算し、「サービス業」として表章している。

(3) 表章単位

障害者の雇用状況については、復元を行った推計値であり、原則として千人単位で表章しているが、構成比（％）については、1 人単位で算出し、少数第 2 位を四捨五入した数値を表示している。

なお、構成比以外の数値についても、表章単位未満は四捨五入している。

(4) 図に用いた符号は、次のとおりである。

「0.0」・・・単位未満

「－」・・・該当なし